

令和元年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年6月25日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	6月25日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	伊藤 俊郎		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	介護支援 課長	戸谷 政司
		環境課長	石原 己樹	保険医療 課長	不破 生美
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 下水道 課長	伊藤 和孝		
	消防本部	消防長	伊藤 啓二	次長兼 消防署長	山田 靖
		予防課長	竹内 豊		
	教育委員会 事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第24号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第2 議案第25号 蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第26号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第27号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第28号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第6 議案第31号 令和元年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第32号 令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第33号 令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、令和元年第2回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、各常任委員会審査報告書、議会運営委員会報告書が配付してあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る18日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

18日の一般質問終了後に開会いたしました議会運営委員会について報告をさせていただきます。

1番目といたしまして、意見書の審議結果についてであります。不採択になった意見書というふうに書かれておりました。アからソまでの意見書ですけれども、全てが不採択というふうに今回なりました。不採択になりましたので、意見書の案のそれぞれにつきましてはお目通しをいただきたいと思っております。

それから、2番目ですけれども、令和元年第3回9月定例会の日程についてであります。別紙をごらんいただきたいと思っております。

まず、議会運営委員会ですが、8月27日ということで予定が入っております。開会は9月3日火曜日、それから4日全協です。6日常任委員会、12、13、一般質問、19、20、決算審査、25日閉会、このような会期の予定となっておりますので、お願いいたします。

3番のその他ですが、9月議会の議案の説明会の開催ですが、8月19日月曜日午前9時、3階の協議会室となっておりますので、議員の皆様お願いいたします。

また、(2)といたしまして、議会ICT推進部会の発足についてですが、改選前もこの部会を行っておりましたが、改選後も引き続き部会を発足していくということであります。佐藤茂議員、また前回に引き続き部会長ということであります。それに加えまして、安藤洋一議員、板倉浩幸議員、石原裕介議員、飯田雅広議員に山岸美登利議員を加えまして、この構成で部会を発足してまいります。

そして、本日6月25日火曜日ですけれども、この本会議が終了いたしました後に、会議室1において部会を開催するということになっておりますので、お願いいたします。

以上、ご報告申し上げます。

(9番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

日程第1 議案第24号「蟹江町税条例等の一部改正について」

日程第2 議案第25号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」

日程第3 議案第26号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第4 議案第27号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本4案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○総務民生常任委員長 吉田正昭君

それでは、報告させていただきます。

総務民生常任委員会に付託されました4案件につきましては、去る6月11日に委員会を開催し、委員全員出席のもとに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第24号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、未婚のひとり親に対する住民税の非課税措置の範囲の拡大でよいかという内容の質疑がありました。

これに対して、そのとおりであるという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町はふるさと納税の基準に適した団体か、またワンストップ特例は受けられるかという内容の質疑がありました。

これに対して、蟹江町は国から指定されている団体であり、ワンストップ特例は今も受けられるという内容の答弁がありました。

次に、年末調整の所得控除の合計額と住民税申告書の所得控除の合計額が同額である場合とあるが、もう少し詳しくという内容の質疑がありました。

これに対して、年末調整で控除額が終わっている方で、他の部分で確定申告をされる場合、控除額が変わらない方は、内訳については記載しなくてもいいという手続の簡素化が認めら

れたということであるという内容の答弁がありました。

次に、大法人とはどういうもので、蟹江町にもあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、大法人とは資本金が1億円超えの法人で、保険業法に規定する相互会社や投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人や特定目的会社などである。蟹江町には大法人の支店であるとか、そういった会社は存在するという内容の答弁がありました。

次に、高規格堤防の整備は具体的に蟹江町にはあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、愛知県内にはまだない。蟹江町は川が多く、将来絶対ないとは言い切れないうために規定するものであるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第24号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てることができるがあるが、災害地域に住む親戚やどこか信用保証協会が保証人になってくれるという意味なのかという内容の質疑がありました。

これに対して、今までは保証人を立てることが必須条件だったが、保証人を立てなくてもよくなったという内容の答弁がありました。

次に、利率が3%から1%になったが、国の金利が低いからなのかという内容の質疑がありました。

これに対して、東日本大震災の特例措置があり、平成28年4月1日に1%に減額され、この際に全て1%にそろえようと動いているためという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第25号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき軽減判定の金額が変わるが、同一世帯所属者1人につきというのは、国保の被保険者と考えればいいのか、また国保被保険者で後期高齢者に移行した場合の被保険者数はどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、後期高齢者に移った方も数に入れてカウントするという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第26号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の改正は低所得者に対する介護保険料の軽減が目的であると思

うが、対象者はどのような方かという内容の質疑がありました。

これに対して、第1段階、第2段階、第3段階の方の基準額に対する割合を下げるものであるという内容の答弁がありました。

次に、改正された場合にどのように適用していくのかという内容の質疑がありました。

これに対して、10月から適用し、今年度は最終の数値と現行の数値の間をとった率にするという内容の答弁がありました。

次に、消費税の増税延期または中止になった場合にどうなるかという内容の質疑がありました。

これに対し、もし増税がなくなった場合、国からの指示に準じ対応していくという内容の答弁がありました。

次に、現在の第1段階の方への2分の1減免を今後も継続するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、近隣の動向を見据えて検討するという内容の答弁がありました。

次に、改正することにより相対的な金額はどう変わるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、約1,200万円減額されるが、国と県、町がそれぞれ補助金を出すため、介護保険料の収入は変わらないという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第27号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第24号「蟹江町税条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。  
日程第2 議案第25号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」の  
委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。  
日程第3 議案第26号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に  
対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。  
日程第4 議案第27号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する  
質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第5 議案第28号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 石原裕介君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○防災建設常任委員長 石原裕介君

防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る6月11日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第28号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、なぜ日本工業規格から日本産業規格に変わったのかという内容の質疑がありました。

これに対して、もともと鉋工業品の基準が定められていたものが、データやサービスといった目に見えないものも規格の対象となり、工業から全般的に産業を対象にしたことで法律の名称が変わったという内容の答弁がありました。

次に、今回の火災予防条例は範囲が拡大したものを使うようになったと理解すればよいかという内容の質疑がありました。

これに対して、今回対象となっている避雷設備自体には影響がなく、条例の中で使う法律の名称が変わったため変更したという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、議案第28号について討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で報告にかえさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第6 議案第31号「令和元年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第7 議案第32号「令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第8 議案第33号「令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

11ページの最後なんですけれども、委託料についてちょっとお伺いをしたいのですが、今回介護保険の改正に伴うものだと思うんですが、毎回毎回この改正、大幅に変わるときもあれば、軽減とかそれで変わる場合もあり、今回83万4,000円ということで計上されております。その内訳が国庫補助金として48万1,000円、あと繰入金ということで35万3,000円となっているんですが、これについての振り分けの仕方、国庫補助金と繰入金の関係について、もう少し具体的にお答えをお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問がございました内訳についてでございますが、今回、国庫のほうからいただけるお金のお話でございますけれども、こちらのほうは定額の金額がありまして、さらに費用に対する割合というのがございますので、ちょっと簡単に申し上げるのが難しいところではございますけれども、国の定額が、すみません、ちょっと今金額が、細かい数字があれなんですけれども、約20万円ぐらいで全体の金額に対する補助率というのがございまして、それが2分の1程度入っておりますので、合わせて48万1,000円というところの内容になります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

国庫補助金、毎回毎回改修があるたびに計上されているんですけれども、実際の話、今回、所得の関係とかも必要になってくる改修だと思うんですけれども、その辺で本当に必要なのか。ちょっとそこが、必要だからやると思うんですけども、毎回結構ばかにならないんですよ、この改修費。

金額、国庫の算定もちゃんと決まっています、これだけということになってはいるんですけれども、じゃあ今回、国のこういうふうな消費税に伴う軽減ということになっていて、じゃあ国が全額保障して補助金として出してくれてもいいんじゃないかなと思うんですよ。

何でこの地方自治体がここまで負担をしてやっていく、町民としては軽減されるということでもいいんですけれども、その辺をもう少し、どう考えればいいのか、ちょっとお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

今回計上させていただいております補正予算につきましては、処遇改善の加算によるためのシステム改修というところのものでございます。

今回上げさせていただいておる軽減のお話というところの関係は、4月の当初のところでの予算を組ませていただいておりますので、国の消費税が上がることによって、処遇改善加算ということで、介護に従事している人たちの処遇というか、あれを上げるための改正のものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

上げるためだから必要というのわかるんです。もうちょっと、実際どうなんです。僕自体、何も国が全額でやってもいいと先ほど言ったように、町が独自に軽減するならわかるんですよ。国の消費税に伴う軽減ということで、じゃあ国がやるというのが本来であるべき姿じゃないのかなと。ちょっと答弁が難しいかもしれませんが。

○介護支援課長 戸谷政司君

議員おっしゃられるように、国の制度で変わるというところのものではございますけれども、介護保険の負担割合というところではございますけれども、事務費に係る分というのは町からの100%の持ち出しというところがございまして、その点で3分の1でも3分の2でも補助金をいただければ、町の財政のほうには影響してくるかなというところはございますので、できれば100%いただきたいんですけども、なかなか難しい状況かなというところの感じで受け取っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第9 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で令和元年第2回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前9時29分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

安藤洋一

3番議員

飯田雅広

4番議員

石原裕介